

N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩（優先評価化学物質通し番号 229） の暴露クラスの設定に係る例外的な取扱いについて

CAS RN®112-00-5 の 1-Dodecanaminium,N,N,N-trimethyl-,chloride は、平成 29 年 11 月 24 日に開催された 3 省合同審議会¹において、人健康影響の観点で優先評価化学物質相当とされ、平成 30 年 4 月 2 日に物質の範囲が拡大された N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウム（優先評価化学物質通し番号 229）として優先評価化学物質に指定された。

通常、人健康影響もしくは生態影響の観点のみで優先評価化学物質に指定された場合、資料 3－1「優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価の方法と実施」の 2. 評価方法の中の「暴露クラスの算出方法」にあるとおり、評価の前年度が一般の届出だった場合、優先としての数量が把握できないため、指定根拠外項目のスクリーニング評価の対象外としている。

今回、CAS RN®112-00-5 の 1-Dodecanaminium,N,N,N-trimethyl-,chloride の生態影響に係る有害性情報が得られ、信頼性評価を行った結果、信頼性ありとされ、有害性クラスは 1 となった。CAS RN®112-00-5 の 1-Dodecanaminium,N,N,N-trimethyl-,chloride については、水中では塩化物イオンが解離して N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩と同等の有害性を示すと考えられる。また、優先評価化学物質通し番号 229 の N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩の暴露クラスは得られていないが、それに含まれる CAS RN®112-00-5 の 1-Dodecanaminium,N,N,N-trimethyl-,chloride のみで暴露クラスが 2 であり、優先評価化学物質通し番号 229 の N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの暴露クラスは 2 よりも小さい（排出量は大きい）といえることができる。

以上より、資料 3－4 では N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムについて、生態影響の観点で優先評価化学物質相当との案を提示した。

1

平成 29 年度第 7 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会
平成 29 年度化学物質審議会第 3 回安全対策部会
第 179 中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会